

「大田区特別支援教育推進計画」概要版

第1章 計画の策定にあたって

(1) 特別支援教育をめぐる動き

- 平成23年 障害者基本法の改正
- 平成25年 障害者差別解消法の制定
- 平成26年 障害者権利条約の批准

(2) 計画策定の目的

特別支援教育を総合的かつ計画的により一層推進することを目的として、大田区特別支援教育推進計画を策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、『おおた教育ビジョン』(第4期)に基づく個別計画として位置づけます。

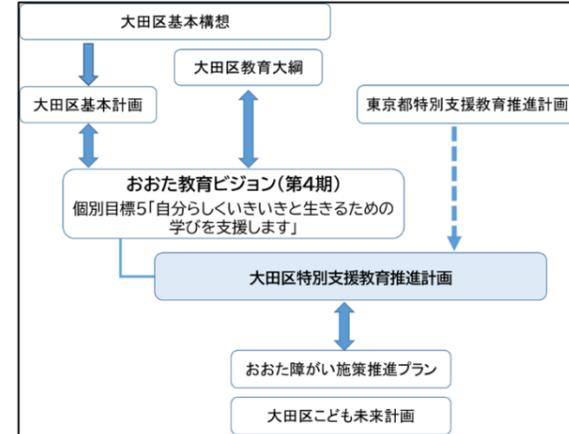
(4) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(5) SDGsの取組との関係

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」、
「10 人や国の不平等をなくそう」と関連します。

《位置づけイメージ》



第2章 大田区における特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級等の設置状況 (令和6年度)

	知的障害 (固定)	自閉症・情緒 障害(固定)	弱視 (通級)	難聴 (通級)	言語障がい (通級)	特別支援 教室	特別支援学 校(病虚弱)
小学校	16校	1校※	1校	2校	4校	59校	1校
中学校	10校	-※	-	1校	-	28校	-

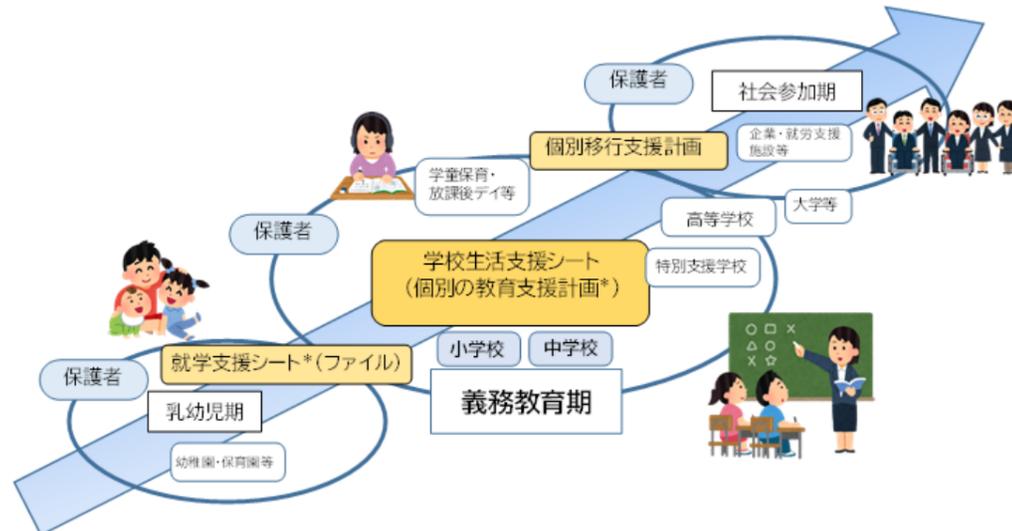
※自閉症・情緒障害特別支援学級は令和7年度に小学校1校・中学校1校、令和8年度に小学校1校開設予定

(2) 東京都立特別支援学校

第3章 大田区における「特別支援教育のあり方」に対する基本的な考え方

(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方

障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するために、一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育を推進していきます。



第4章 具体的な取組内容

(1) 多様な学びの場や機会の充実

- ① 知的障害特別支援学級
- ② 自閉症・情緒障害特別支援学級
- ③ 通級指導学級(弱視・難聴・言語障がい)
- ④ 特別支援教室(サポートルーム)
- ⑤ 館山さざなみ学校(特別支援学校)

(2) 学校における支援体制の充実

- ① 通常の学級における人的支援
- ② 特別支援学級における人的支援

(3) 特別支援教育の指導の充実

- ① 教員の資質・専門性の向上
特別支援教育の理念や現状の理解を通じた、指導力の確立
- ② ICT機器の活用
1人1台のタブレット端末の配備による、学習支援や情報保障
- ③ キャリア教育の充実
障がいや特性に応じた職場体験と、外部人材を活用し就労を見据えたキャリア教育
- ④ 特別支援学級介添員、学校特別支援員の資質向上
特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員を支援し、こどもたちと直接かかわりのある職員に対する研修の実施
- ⑤ 都立特別支援学校との連携
都立特別支援学校との連携による指導力の向上と理解啓発

(4) 切れ目のない一貫した支援

- ① 就学相談のさらなる充実
こどもたちのもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向けた就学相談の充実
- ② 関係機関との連携等による切れ目のない支援
就学前機関等との連携を深めることによる、教育相談体制の強化
- ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援
学校における医療的ケアの実施体制の充実

(5) 共生社会に向けた教育の推進

- ① 障がい者理解教育の推進
障がい者理解のための授業や都立特別支援学校による出前授業の実施
- ② 交流及び共同学習の充実
障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともにまなぶ「交流学习」と「共同学習」の実施
- ③ 副籍制度による交流
各学校の児童・生徒と、特別支援学校(館山さざなみ学校含む)に在籍する児童・生徒との交流の実施

計画策定によってめざすもの

